

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和7年9月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500104号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500033号

第1 結論

- 1 請求期間①から⑫までについて、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑫までに係る別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る請求期間①から⑫までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間⑦から⑩までについて、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑦から⑩までの標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年7月
② 平成17年12月
③ 平成18年7月
④ 平成18年12月
⑤ 平成19年3月30日
⑥ 平成19年7月5日
⑦ 平成19年12月7日
⑧ 平成20年7月5日
⑨ 平成20年12月5日
⑩ 平成21年7月3日

⑪ 平成 21 年 12 月 4 日

⑫ 平成 22 年 12 月 6 日

請求期間①から⑫までにおいてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにもかかわらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑫までについては、請求者から提出された賞与に係る明細書、源泉徴収票、各請求期間に係る賞与額、厚生年金保険料控除額の記載された文書及び事業主の回答により、請求者はA社から別表の第1欄に掲げる日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支給を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までに係る賞与支給日については、確認できる資料がないことから、各賞与支給月の月末と認定することが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、前述の明細書及び源泉徴収票等により確認又は推認できる保険料から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間①から⑫までの賞与に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑦から⑩までについては、前述の明細書により、請求者は、A社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給されたことが確認できることから、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求期間		第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
		賞与支給 年月日	賞与支給額に 見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険料 (75条本文) 訂正後の 標準賞与額
①	平成17年 7 月	平成17年 7 月 31 日	5 万円	4 万9,000円	4 万9,000円	—
②	平成17年12月	平成17年12月 31 日	8 万円	8 万円	8 万円	—
③	平成18年 7 月	平成18年 7 月 31 日	10万円	10万円	10万円	—
④	平成18年12月	平成18年12月 31 日	7 万円	7 万円	7 万円	—
⑤	平成19年 3 月 30 日	平成19年 3 月 30 日	3 万円	3 万円	3 万円	—
⑥	平成19年 7 月 5 日	平成19年 7 月 5 日	8 万5,000円	8 万5,000円	8 万5,000円	—
⑦	平成19年12月 7 日	平成19年12月 7 日	10万円	9 万8,000円	9 万8,000円	10万円
⑧	平成20年 7 月 5 日	平成20年 7 月 5 日	10万円	9 万8,000円	9 万8,000円	10万円
⑨	平成20年12月 5 日	平成20年12月 5 日	10万円	9 万6,000円	9 万6,000円	10万円
⑩	平成21年 7 月 3 日	平成21年 7 月 3 日	12万円	11万5,000円	11万5,000円	12万円
⑪	平成21年12月 4 日	平成21年12月 4 日	11万円	11万円	11万円	—
⑫	平成22年12月 6 日	平成22年12月 6 日	10万円	10万円	10万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2500025 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2500032 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 1 日まで

令和 5 年に A 社から提供された給与明細書には、38 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているので、請求期間の標準報酬月額を 47 万円から 38 万円に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、令和 5 年に A 社から提供された給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が、38 万円の標準報酬月額に相応する金額となっているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、請求者及び A 社から提出された未払時間外手当に係る合意書、請求者及び同社の回答並びに日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、同社が請求者に対し、未払時間外手当として 190 万 4,225 円を支払うことについて双方が合意し、事業主が、令和 3 年 6 月 25 日付で当該未払時間外手当分を反映した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(訂正届)を提出した結果、請求期間の標準報酬月額が 47 万円と記録されていることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について請求者の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。